

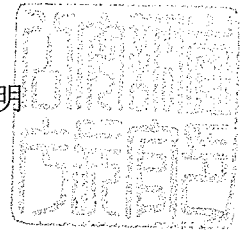


公調総発第153号  
平成25年6月7日

## 行政文書開示決定通知書

新海 聡 様

公安調査庁長官 尾崎 道明



平成25年5月10日受付第13-1-2号の行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：人事院事務総長発「懲戒処分指針について」を踏まえて公安調査庁が作成した、懲戒処分指針）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

- 「交通事故処分等の基準表」と題する文書（平成20年1月版）
- 「処分及び措置の大まかな目安」と題する文書

#### 2 不開示とした部分とその理由

- ・ 不開示部分
  - 「交通事故処分等の基準表」と題する文書の2頁「(II) 処分・措置の基準表」以下で標題以外の部分
  - 「処分及び措置の大まかな目安」と題する文書の上段の一部と下段部分
- ・ 不開示理由  
不開示部分は、当庁で処分を行うに当たり、大まかな目安とする場合があるものであるが、これを公にすると、被処分者や国民一般に、当庁が必ずこれに則って処分を決しているかのような誤解を生み、実際に諸般の事情を総合考慮してこの目安と異なる処分を決定した場合、処分が基準から外れて不当であるとの無用の紛議を招き、懲戒処分等に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号ニに該当するので、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公安調査庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年

を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます(なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

### 3 開示の実施方法 希望された実施の方法 写しの送付

担当課等  
公安調査庁総務部総務課審理室  
TEL:03-3592-5711

# 交通事故処分等の基準表

平成20年1月版

処分及び措置	評点	処分・措置の内容	備考

## I 処分・措置の基準

(I) 人事院事務総長通知「懲戒処分の指針について」(平成12年3月31日職職一68)  
(平成14年5月28日改正総参一369)

### 第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量度を掲げたものである。具体的な量度に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
  - ② 故意又は過失の度合いはどのようなものであったか
  - ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は、非違行為との関係でどのように評価すべきか
  - ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
  - ⑤ 過去に非違行為を行っているか
- 等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。  
なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

### 第2-4 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転での交通事故(人身事故を伴うもの)

- ア 酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職とする。
- イ 酒酔い運転で人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。この場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職とする。
- ウ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職とする。
- エ 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)

- ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 交通法規違反

- ア 酒酔い運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

なお、上記の指針(第2-4)を一覧表にすると次表のとおりである。

		人身事故				交通法規違反	
		死亡又は重篤な傷害	措置義務違反	傷害	措置義務違反	措置義務違反	措置義務違反
飲酒運転での事故	酒酔い運転	免職		免職 停職	免職	免職 停職 減給	免職 停職
	酒気帯び運転	免職 停職	免職	免職 停職 減給	免職 停職	停職 減給 戒告	停職 減給

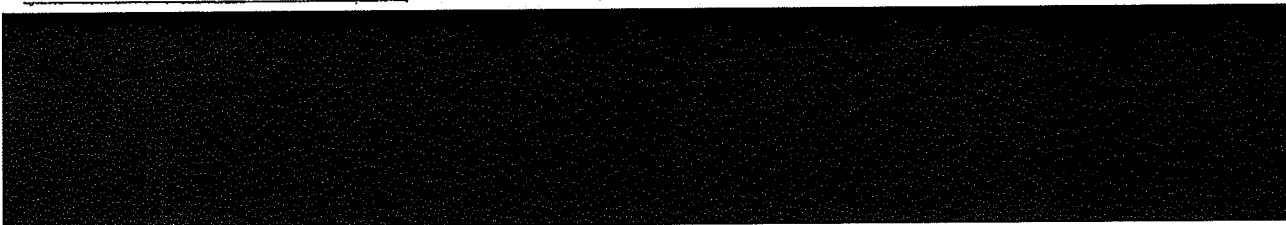
飲酒運転以外の事故	免職 停職 減給	免職 停職	減給 戒告	停職 減給		
著しい速度超過等 悪質な違反					停職 減給 戒告	停職 減給

(II) 処分・措置の基準表:



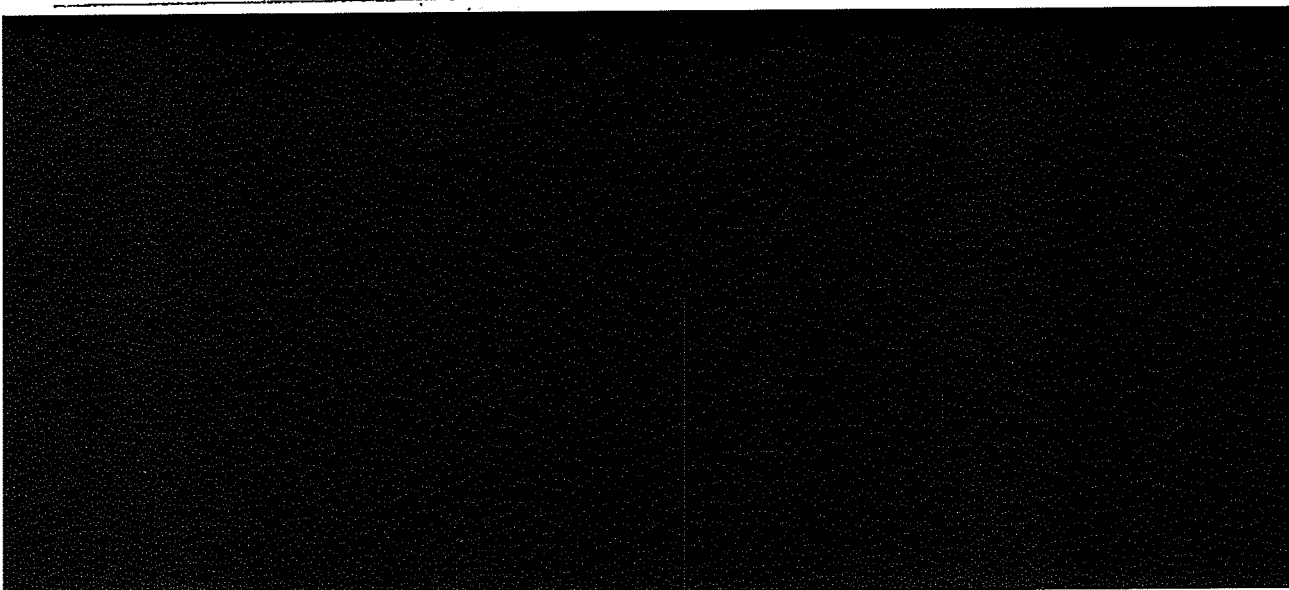
II 素点

(I) 人身加害の場合 ( 点)

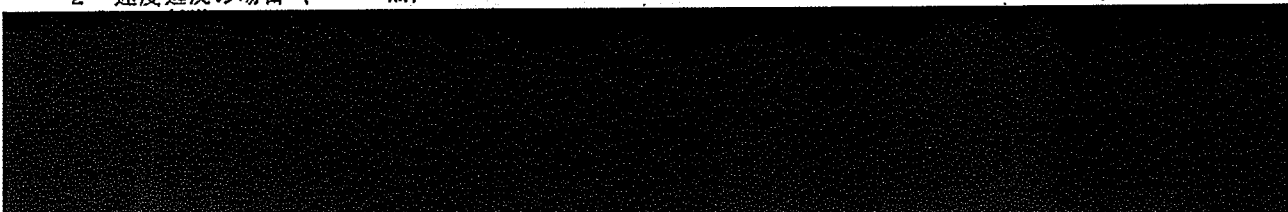


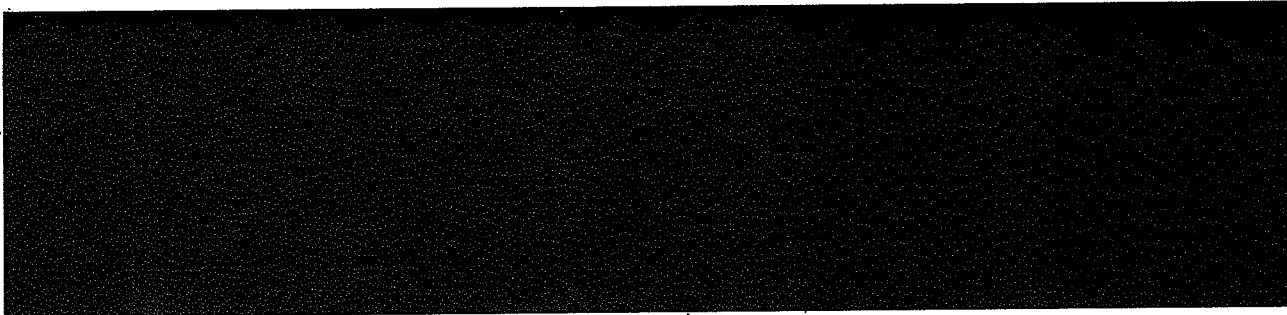
(II) 過失等の場合 ( 点)

1 運転者の過失, 事故の事情, 服務規律

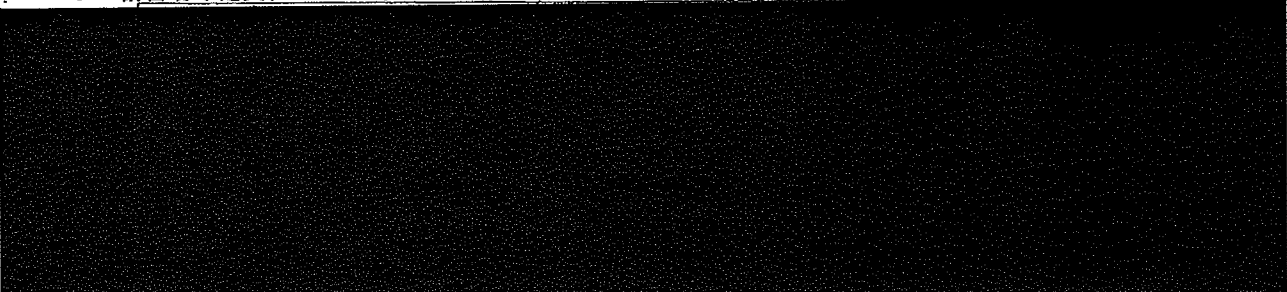


2 速度違反の場合 ( 点)



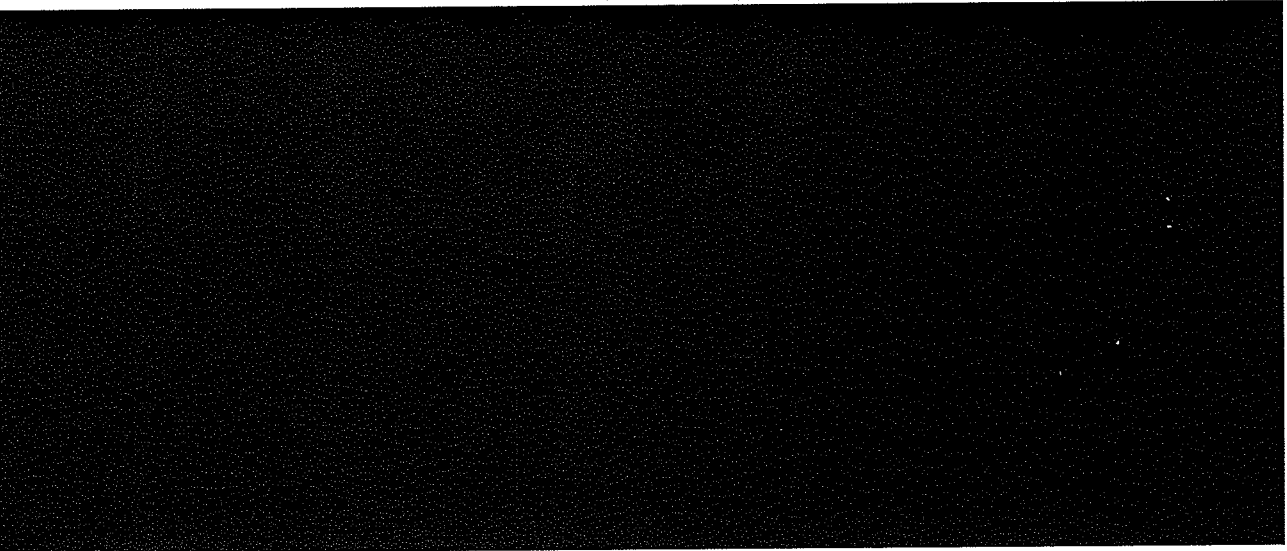


3 被害者の過失について。( 点)



(III) 情状の検討

1 上記指針第1 基本事項(過失の程度, 事故後の対応)による考慮すべき事項



○ 処分及び措置の大まかな目安

諸手当の戻入期間，又は考慮すべき事情がある場合には，資格喪失を知り得た時点からの経過期間	扶養者としての責任(大)	扶養者としての責任(小)